

# 県営名古屋空港旅客ターミナルビル利活用事業者募集要領

2024年4月

愛知県都市・交通局航空空港課

## 1 趣旨・目的

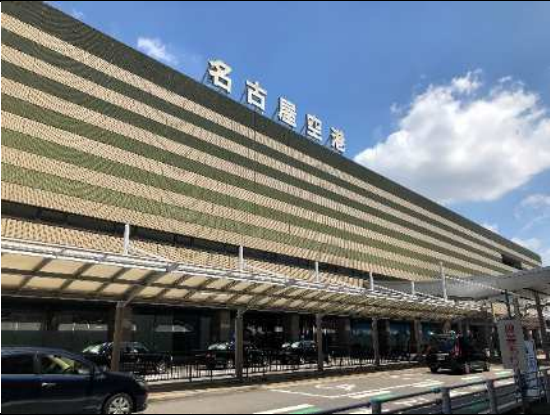

県営名古屋空港は、コンピューター航空やビジネス機などの小型機の拠点として、2005年に開港しました。旅客ターミナルビル（以下、PTB）は、出発・到着に必要な施設をすべて1階にコンパクトに設置することにより、入口から搭乗ゲートまで最短で200mという短い旅客動線が実現されています。

このため、旧名古屋空港時代に使用されていたPTBの2階及び3階の一部は、新たな活用法を見出すべく、活用事業者を募っていくこととしております。

2023年5月に実施した第1回の募集では、次世代の空のモビリティに関する活用事業者が決定し、2階の一部が使用されることとなりましたが、2階西側及び3階については、活用方法が決定していないことから、再度活用事業者を募集します。

今回の公募についても、特定の事業分野に限定することなく、施設活性化が図られる様々な事業を広く募集いたします。多くの皆様からの御提案をお待ちしております。

## 2 施設概要

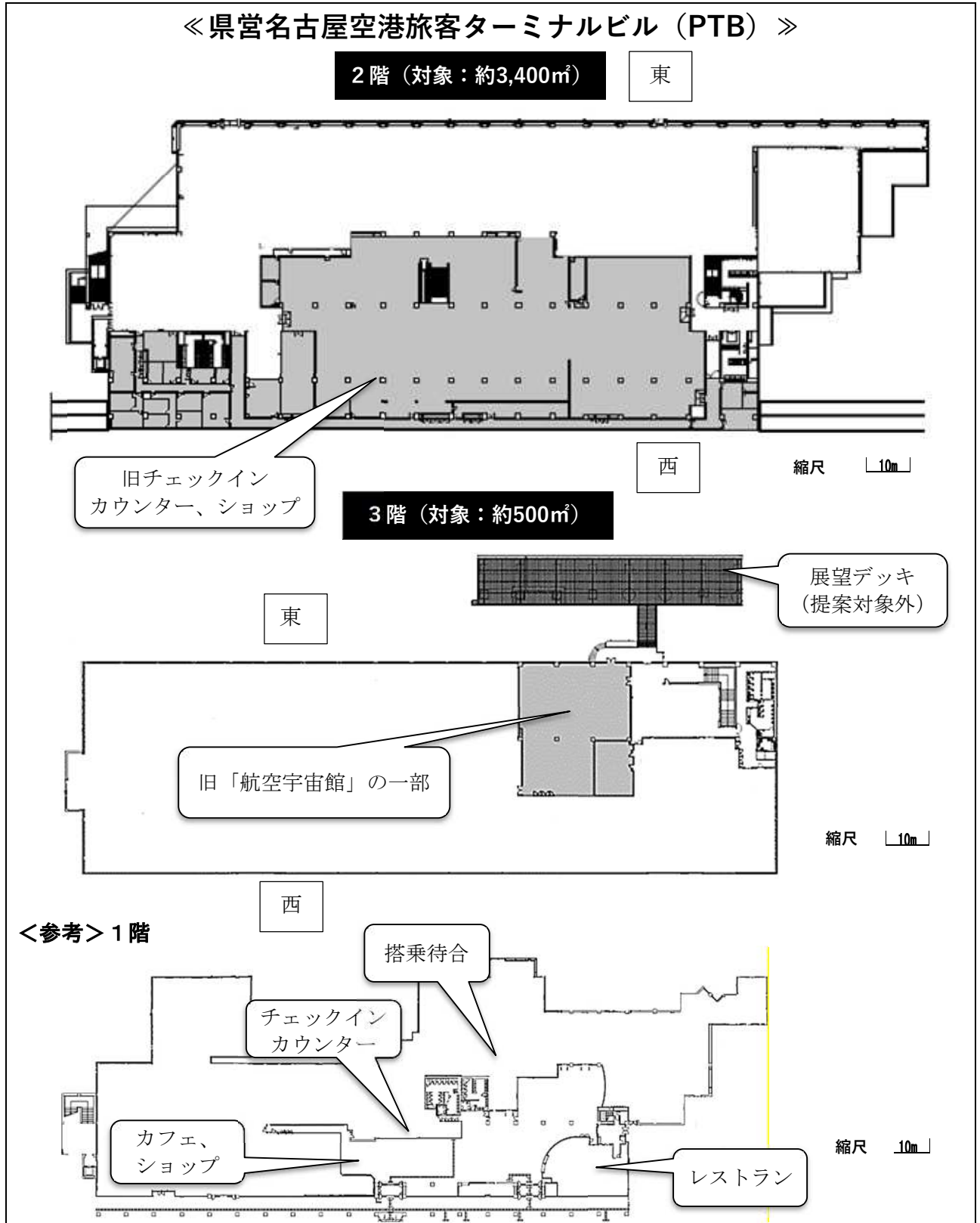
		県営名古屋空港旅客ターミナルビル
外観		
施設名称	県営名古屋空港旅客ターミナルビル	
住所	愛知県西春日井郡豊山町大字豊場	
建物諸元	鉄骨造 地上3階建	
築年	1985年(昭和60年)	
敷地面積	約172ha	
延床面積	22,932.36㎡	
都市計画	市街化調整区域	
用途地域	指定なし（都市計画法第29条第1項第3号（施行令第21条第9号）に該当する施設）	
その他の制限	航空法第49条に基づく高さ制限	
既存機能	空港旅客ターミナル、貸会議室等	
設置根拠	愛知県名古屋飛行場条例	
財産区分	建物	行政財産（所有者：愛知県） ※建物の一部を名古屋空港ビルディング株式会社が区分所有しているが、提案の対象部分には含まれていない。
	土地	行政財産（所有者：愛知県）
運営形態	指定管理	
位置図		

### 3 応募条件

#### (1) 対象施設

PTBの2階及び3階の下記区域とします。詳細は下図を参照してください。  
対象範囲の一部のみを活用する提案も受け付けます。

※ 平面図中、グレーの箇所が提案の対象部分です。



## (2) 使用条件

### ① 使用形態

行政財産の特別使用許可によるものとします。施設及び設備は現状渡しとし、原則、返還時に原状復旧いただきます。

### ② 使用期間

行政財産の特別使用許可は1年ごとの更新となります。使用状況等を踏まえて更新を検討いたします。

### ③ 使用料

「行政財産の特別使用に係る使用料条例」による料金となります。

令和6年度の使用料は以下のとおりです。

・事務所等として使用する場合 891円/m<sup>2</sup>・月

・店舗等として使用する場合 1,067円/m<sup>2</sup>・月

※電気、ガス、水道等を使用する場合は、別途実費負担となります。

### ④ 用途制限

PTBは、都市計画法における市街化調整区域内の建物であり、都市計画法第29条第1項第3号（施行令第21条第9号）に該当する施設です。そのため、空港法に基づく基本方針である、旅客サービスなど空港の機能を高める事業、あるいは空港の機能を活用する事業である必要があります。

### ⑤ 駐車場の利用

空港内事業者向けに定期駐車場を設置していますが、数に限りがあるため、利用を希望される場合はご相談ください。

定期駐車場の利用料金は以下のとおりです。

・普通自動車 7,600円/月・台

・二輪自動車又は原付自転車 3,800円/月・台

・大型自動車 15,200円/月・台

### ⑥ その他

設備・備品等の更新、修繕及び維持管理、点検、消耗品の交換等は事業者側で実施いただきます。

インターネット環境については、MDF室から事業者側で引き込み工事を実施の上、ご利用ください。

廊下に間仕切りを設置するなど、建物工事を実施する場合、建物全体への影響等を確認する必要があるため、事前に御相談ください。

### (3) 応募資格

PTBを有効活用する事業の実施主体となる意向を有する法人が応募できます。ただし、次のいずれかに該当する場合は応募できません。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する法人であること。
- ② 愛知県からの資格指名停止の措置を受付期間中に受けていること。
- ③ 代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者であること。
- ④ 国税及び地方税を滞納していること。
- ⑤ 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体であること。
- ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始もしくは破産法（平成16年法律75号）の規定に基づき破産手続開始の申立てをしている又は申立てがなされている及びこれらの手続中であること。
- ⑦ 法令に基づく営業停止処分を受けていること。
- ⑧ 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書(平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結)」に基づく排除措置を受けていること。
- ⑨ その他、知事が適当でないと認める者。

### (4) 提案にあたっての留意事項

- ・募集する提案は、PTBの利活用に関するものであり、提案者が実施主体となり利活用事業を行うものとします。
- ・原則として事業実施に係る費用は提案者（実施者）の負担とします。
- ・提案に要する費用は、提案者の負担とします。

## 4 提案及び事業選定の流れ

必要書類を提出していただき、事業計画、事業主体の適格性などを総合的に審査し、決定します。

### (1) 提案スケジュール

内容	日程
募集要領の公表	2024年4月17日(水)
現地見学会の参加申込み	2024年4月17日(水)～4月22日(月)
現地見学会(希望者のみ)	2024年4月26日(金)
質問受付	2024年4月17日(水)～5月10日(金)
必要書類の提出	2024年4月17日(水)～5月22日(水)
個別ヒアリングの実施	2024年5月23日以降
事業者の選定	2024年6月上旬
結果の通知、公表	2024年6月中旬(予定)

## (2) 書類の提出

### ア 必要書類

- ① 県営名古屋空港旅客ターミナル利活用アイデアシート（様式1）
- ② 誓約書（様式2）
- ③ 納税証明書（最新のもの 発行日から3か月以内のもの）  
※ 国税及び県税の証明書を提出してください。
- ④ 財務諸表  
※ 直近3年分の貸借対照表、損益計算表、キャッシュフロー表（作成している場合）を提出してください。
- ⑤ 履歴事項全部証明書（発行日から3か月以内のもの）
- ⑥ 印鑑証明書（発行日から3か月以内のもの）
- ⑦ 企業又は提案事業の概要が分かるもの（会社概要、企業案内パンフレット等）
- ⑧ 類似施設の運営実績や類似の取り組みがある場合、施設の概要や規模、運営期間等が確認できるもの（パンフレット等）

※ 募集要領（様式を含む）は、県Webサイトにてダウンロードできます  
(<https://www.pref.aichi.jp/press-release/terminal2024ss.html>)。

### イ 提出方法

利活用公募に参加される方は、アの必要書類を提出してください。

#### 【受付期間】

2024年4月17日(水)から5月22日(水)午後5時まで（郵送の場合は当日消印有効）

#### 【提出方法】

下記担当窓口まで、郵送（簡易書留）または直接持参し、提出をお願いします。

なお、提出にあたりましては、アイデアシートの電子データをCD-Rなどに保存して提出をお願いします。

（提出先）〒460-8501 愛知県名古屋市中区三の丸3-1-2  
愛知県都市・交通局航空空港課企画グループ  
アイデア募集担当宛

## (3) 現地見学会の実施

PTBの現況等の確認のため、現地見学会を実施します（現地見学会への参加は応募の必須条件ではありません。）。

#### 【日程】

2024年4月26日(金)午前10時から正午まで（予定）

#### 【申込方法】

2024年4月22日(月)までに、参加者の担当部署名、参加者名、電話番号及びメールアドレスを明記し、kouku@pref.aichi.lg.jp宛てにメール送信してください。またメール件名は【現地見学会申込み】としてください。

※ 参加希望者多数の場合は、人数の調整をお願いする場合があります。

※ 参加希望者のない場合は、見学会は中止となります。

**【備考】**

- ・現地集合及び現地解散とし、参加に要する交通費等の費用は参加者の負担とします。
- ・集合場所及び集合時間等は、参加申込みをいただいた方へメールでお伝えします。

**(4) 質問受付**

質問がある方は、県Webサイトに掲載されている「県営名古屋空港旅客ターミナルビル利活用質問シート」（様式3）をダウンロードしていただき、[kouku@pref.aichi.lg.jp](mailto:kouku@pref.aichi.lg.jp)宛てにメール送信してください。また、メールの件名は【アイデア募集質問】としてください。

いただいた質問に対する回答は、県Webサイトで公表します。

**【受付期間】** 2024年4月17日(水)から2024年5月10日(水)まで

**(5) 個別ヒアリングの実施**

提案のあった事業アイデアについて詳細をお伺いするため、個別ヒアリングを実施します。実施日時及び場所等の詳細については、提出していただいたのち、改めてメールで御連絡します。

提案が多数の場合は、個別ヒアリングを実施しないこともありますので、あらかじめ御了承ください。

**(6) 活用案の選定**

愛知県が設置する選定委員会において選定します。選定にあたっては、以下の基準に基づいて総合的に判断します。

- ・空港の機能を高める事業、あるいは空港の機能を活用する事業であるか。
- ・実現性（事業計画、資金計画、将来性、実績など）が十分であるか。
- ・周辺への負荷など、実施に際し重大な支障となる事項はないか。
- ・地域の活性化に資する事業であるか。

**(7) 結果の通知、公表**

選定結果については、応募者へ個別に通知するとともに、選定された事業について県Webサイトにて公表する予定です。

---

(問合せ先)

事務局：愛知県都市・交通局航空空港課 企画グループ

住所 〒460-8501 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電話 052-954-6131

FAX 052-961-3247

e-mail [kouku@pref.aichi.lg.jp](mailto:kouku@pref.aichi.lg.jp)

---



(様式1)

県営名古屋空港旅客ターミナルビル利活用アイデアシート

記入例

●応募者情報

住所	愛知県名古屋市〇〇
商号または名称	〇〇株式会社
代表者	代表取締役 〇〇 〇〇

●担当者情報

担当部署	〇〇部〇〇課
氏名	〇〇 〇〇
電話番号	123-456-7890
FAX	123-456-7890
E-mail	xxxxx@xxxxx

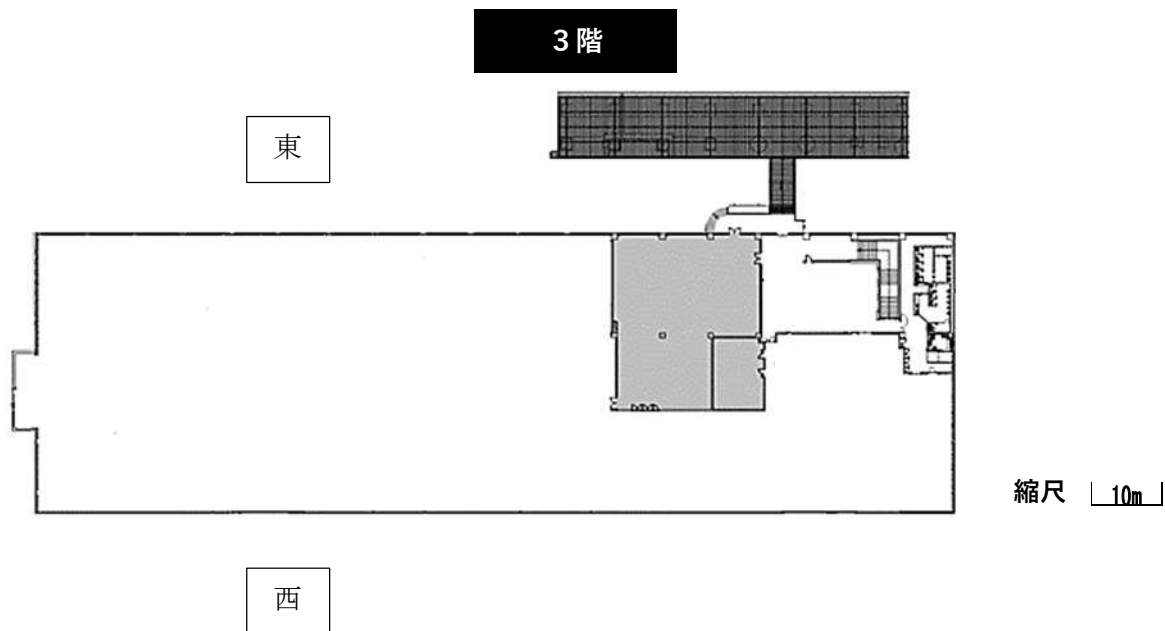
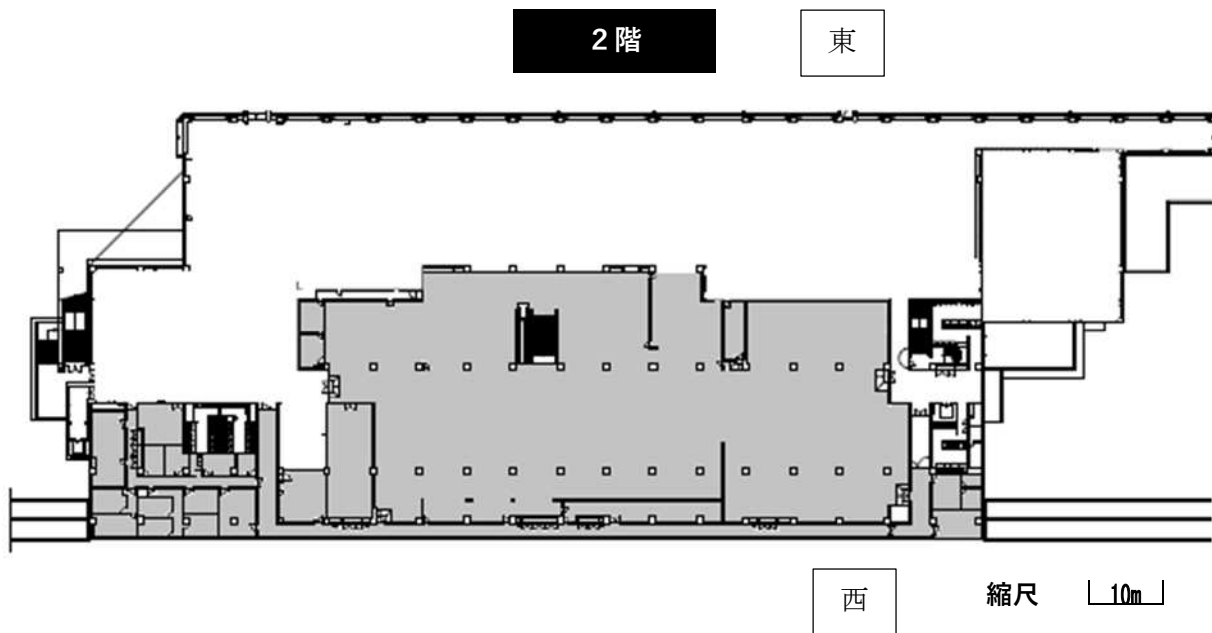
●記入欄①：事業概要

事業内容（将来的な事業展望も含めて御記入ください）

- 事業領域(業種・業態)
  
- 事業の目的及び内容（できるだけ具体的に御記入ください）
  - ※複数の組合せによる提案も可能です。
  - ※想定する規模（使用面積、入居人数等）が分かるように御記入ください。
  
- 想定事業期間

●記入欄②：施設の利用イメージ ※図示してください

《県営名古屋空港旅客ターミナルビル》



●記入欄③：事業の実施に必要な条件

ア) 施設設備に関する条件

施設の改修等について、実施を想定している内容について御記入ください。

例)パーティション等の設置、動力電源の増設、衛生設備の改修 ...etc.

イ) その他必要な条件

その他必要と思われる条件、希望等を御記入ください。

●記入欄④：県営名古屋空港旅客ターミナルビルで提案事業を行う理由、期待される効果

空港の機能向上にどのように繋がるか、あるいは空港の機能をどのように活用するのか記載してください。

●記入欄⑤：提案に関連する過去の実績（該当がある場合のみ）

提案いただく事業に関連した過去の実績があれば、可能な範囲で御記入ください。

●記入欄⑥：自由記入欄

その他、何かございましたら、ご記入ください。

(様式2)

年 月 日

愛知県知事 殿

## 誓 約 書

県営名古屋空港旅客ターミナルビル利活用事業者募集要領に基づき、以下の者が申し込むことに伴い、募集要領に記載されている応募資格を有し、かつ応募の制限に抵触していないことを誓約します。

申 込 者 (代表者)	所 在 地	〒
	名 称	
	代 表 者 職 ・ 氏 名	

(様式3)

### 県営名古屋空港旅客ターミナルビル利活用質問シート

質問のある方は、本シートに必要な事項を記入の上、[kouku@pref.aichi.lg.jp](mailto:kouku@pref.aichi.lg.jp)宛てにメール送信してください。メールの件名は【アイデア募集質問】としてください。

いただいた質問に対する回答は、県Webサイトで公表します。

受付期間：2024年4月17日(水)から5月10日(金)まで

#### ●質問される方の情報（この項目は公表しません）

社名・個人名	〇〇株式会社
部署・担当者名	〇〇営業部〇〇課〇〇係 係長 〇〇〇〇
電話番号	123-456-7890
メールアドレス	xxxxx@xxxxx

#### ●質問内容

質問内容	※質問内容は原則としてそのまま県Webサイトで公表しますので、企業名・個人名が特定できる内容や、公表を望まない内容（ノウハウなど）が含まれないよう、御留意ください。
	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。